

令和8年4月16日

事業者の皆様

京都市上下水道局  
監理課 監理検査担当課長

**「京都市上下水道局における熱中症対策に資する  
現場管理費の補正の試行に関する要領」の一部改正について**

平素は、本市上下水道局事業に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

上下水道局では、近年の夏季における猛暑日などの気候状況及び国における取組を踏まえ、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」を令和3年度から実施しています。

今般、令和8年4月の国土交通省の土木工事標準積算基準の改正に伴い、本要領の一部を改正しました。

今後は、改正した要領に基づき運用しますので、京都市上下水道局発注工事の請負事業者の皆様も、御対応いただきますようお願いいたします。

記

**1 改正した要領**

京都市上下水道局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する要領【添付】

**2 適用時期**

令和8年4月1日以降に契約する工事（随意契約も含む。）から適用します。

**3 要領の公表**

要領については、京都市上下水道局ホームページに掲載しておりますので、そちらを御確認ください。

トップページ→京都市上下水道局の紹介→上下水道局が所管する要綱等→技術監理室監理課が所管する要綱等

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000245085.html>

以上

# 京都市上下水道局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する要領

制定 令和3年6月1日  
一部改正 令和5年5月8日  
一部改正 令和8年4月1日

## 1 目的

本要領は、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、京都市上下水道局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する事項を定めるものである。

## 2 用語の定義

### (1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日又は環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上又は環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が25度以上の場合とする。

### (2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ただし、変更契約手続き上、工事の終期までを対象期間とすることが困難な場合は、受発注者協議により定めた日を「真夏日率」の算出に必要な「工期」の終期とみなすことができる。

### (3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率}^{\ast} = \frac{\text{工期期間中の真夏日(休工日を除く)}(\text{日})}{\text{工期}(\text{日})}$$

※ 小数第3位を四捨五入して小数第2位止めとする。＜計算例＞ 真夏日率=(50日/300日)=0.17

## 3 対象工事等

### (1) 対象工事

京都市上下水道局が契約会計課で入札・契約する工事のうち、土木工事標準積算基準書(京都市建設局)及び水道事業実務必携を適用し、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。ただし、単価契約による工事以外の随意契約及び年間契約による工事を含む。なお、受注者が熱中症対策に資する現場管理費の補正を契約後すみやかに希望した場合に限る。

### (2) 対象地域

京都市上下水道局が発注する工事の全ての地域を対象とする。

## 4 積算方法等

### (1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、現場管理費の補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値}(\%)^{\ast 1, 2} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast 3}$$

※1 小数第3位を四捨五入して小数第2位止めとする。＜計算例＞ 補正値(%)=0.17×1.2=0.20%

※2 「積雪寒冷地域で施工時期が冬季となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においては最高2%とする。

※3 補正係数:1.2

### (2) 現場管理費

$$\text{現場管理費}(\text{円})^{\ast} = \text{対象純工事費}(\text{円}) \times ((\text{現場管理費率}(\%) \times \text{補正係数}^{\ast 4}) + \text{補正値}(\%))$$

※4 標準積算基準書の補正係数(地域補正の適用等)

※ <計算例> 現場管理費(円)=10,000,000円×((24.90%×1.0)+0.20%)=2,510,000円

(このうち、熱中症対策に資する現場管理費の補正額は10,000,000円×0.20%=20,000円)

## 5 適用

令和8年4月1日以降に契約する工事(随意契約も含む。)から適用する。

## 6 留意事項

- (1) 真夏日日数の集計にあたっては、京都観測所（気象庁）で観測された気温<sup>※1</sup>、又は、環境省が公表している暑さ指数（WBGT）（ただし、観測地点は「京都」に限る。）<sup>※2</sup>のいずれかを用いることを標準とする。ただし、いずれの方法にもよりがたい場合は、事前に監督職員と協議のうえ、施工現場を代表する1地点で、気象庁の気温測定方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることを可とする。

なお、気温の計測・集計方法及び熱中症対策の具体的な内容については、工事打合せ簿又は工事着手前に受注者が提出する施工計画書に記載することとする。また、気温の集計に要する費用は、受注者の負担とする。

※1 気象庁「過去の気象データ検索」<<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>>

※2 環境省「暑さ指数(WBGT)の実況と予測」<[https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt\\_data.php](https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php)>

- (2) 真夏日日数の集計結果及び熱中症対策内容<sup>※3</sup>は、全工期分をまとめて、変更契約協議時に、工事打合せ簿により報告すること。

なお、真夏日日数の集計に当たっては、京都観測所（気象庁）で観測された気温、又は、環境省が公表している暑さ指数（WBGT）（ただし、観測地点は「京都」に限る。）を一括して簡易に参照・エクセルデータによる出力ができる「熱中症対策に資する現場管理費の補正額 算出サイト」<sup>※4</sup>の使用を推奨する。

※3 熱中症対策の一例…作業員個人の費用（塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等）

【参考】国土交通省大臣官房技術調査課『土木工事安全施工技術指針』（令和2年3月）

<<https://www.mlit.go.jp/common/001334897.pdf>>

国土交通省大臣官房技術調査課『建設現場における熱中症対策事例集』（平成29年3月）

<<https://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou/pdf/290331jireisyuu.pdf>>

国土交通省『STOP！熱中症－熱中症になる前に対策を！－』

<<https://www.mlit.go.jp/common/001292278.pdf>>

※4 一般財団法人建設物価調査会「熱中症対策に資する現場管理費の補正額 算出サイト」

<<https://nechusho.kensetu-navi.com/>>

- (3) 施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行う。
- (4) 上記の取扱いについて、特殊の事情等により、対応が困難な場合は、受発注者により決めること。